

広報資料

【問い合わせ先】

呉海上保安部交通課長 伊藤

0823-22-0999



令和5年10月16日

令和5年7月～9月の海難発生状況（速報値）

～自分の命を守るためにも救命胴衣を必ず着用しましょう～

呉海上保安部管内における令和5年7月～9月の海難発生状況は、船舶海難6件6隻（死者3人）、人身海難7件8人（死者5人）となっています。

参考：広島県内の海難発生状況は、船舶海難16件16隻（死者3人）、人身海難28件30人（死者8人）となっています。

➤ 海難の内訳【海難事例は別紙参照】

船舶海難 6件 6隻（死者3人） /前年同月 11件 13隻（死者なし）

人身海難 7件 8人（死者5人） /前年同月 6件 7人（死者3人）

※人身海難の死者5人には、船舶海難の死者3人が含まれています。

➤ 海難防止のポイント

今期は、小型船が関与する浸水海難及び転覆海難が各1件発生、乗船していた3名全員が死亡、また、防波堤上の釣り人1名が海中転落し、死亡するなど4人もの尊い命が奪われる事故が発生しているが、海中転落当時、全員が救命胴衣を着用していなかったことが判明しており次の点を重点に呼び掛けを行います。

・ 救命胴衣の着用！

これから、涼しい気候となり、年末に向け漁業活動が活発化することや秋の釣りシーズン到来により釣り人が増加し、海中転落などの事故の発生が懸念されることから、自己救命策の基本である救命胴衣の着用について安全指導を行います。

※本広報における数値は速報値であり、今後の調査結果により変更する場合があります。

海 難 事 例

■海難

【事例1】（浸水）

発生日 令和5年8月6日（日）夜

発生場所 広島県呉市情島東方海域

事故船舶 漁船（4総トン）

事故者 1人

事故概要 漁船は、呉市阿賀漁港を出港し、呉市上黒島周辺海域漁場において操業した後、阿賀漁港へ帰港中、機関室内への浸水が原因により転覆に至ったもので、事故者は当庁潜水士により転覆船船内から救助され、病院へ搬送されたが死亡が確認された。（救命胴衣未着用）

【事例2】（転覆）

発生日 令和5年9月11日（月）夜

発生場所 広島県豊田郡大崎上島町箱島周辺海域

事故船舶 曳船（18総トン）

事故者 2人

事故概要 事故船舶はブレーキングの役割でクレーン付台船の曳航作業に従事していたところ、何らかの原因で転覆、事故者2人は転覆により海中転落し、救助されたが死亡が確認された。（両名とも救命胴衣未着用、事故原因等調査中）